

令和6年9月27日
不動産・建設経済局建設業課

CM方式の導入実績、建築・土木事業とも増加中

～公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査結果～

国土交通省は、一般社団法人日本CM協会及び一般社団法人建設コンサルタンツ協会の協力を得て、公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査(令和6年度)を実施しましたので、結果を公表します。

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律では、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用について規定され、発注者の支援対象範囲に応じた契約方式のひとつとしてCM方式※が位置づけられています。
- 国土交通省では、これまで公共事業にて事例が多いピュア型CM方式を中心に、活用ガイドラインや事例集等を整理し、また活用実態調査結果を公表しています。
- 今回の結果を踏まえ、引き続き地方公共団体等に対して、周知をおこなっていきます。
※発注者の補助者・代行者であるCMR(コンストラクション・マネージャー)が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

1. 調査結果

【建築・土木共通】

- 平成26年度(品確法改正)以降、CM方式の導入実績は大きく増加
- 約7～8割のケースで基本計画・基本設計等の事業の上流段階からCM方式を活用

【建築事業】

- 発注者の構成は、市区町村、政令市、その他の公的機関で全体の約9割を占める
- 施設用途では、学校、病院等、庁舎等が多く、全体の約6割を占める

【土木事業】

- 福島県、宮城県での実績が多く、東北で全体の約8割を占める
- 事業区分では、災害復旧事業が多いが近年は新設・維持管理事業での活用も増加

2. 調査概要

- 調査方法：業界団体加盟企業へのアンケート方式
建築事業：一般社団法人日本CM協会
土木事業：一般社団法人建設コンサルタンツ協会
- 対象業務：令和5年度までに受注した公共事業におけるピュア型CM業務※
※国土交通省において定義する「ピュア型CM業務」に該当するもの、進行中の業務も含む
- 有効回答数※：654件(47社)【建築事業：438件(21社)、土木事業216件(26社)】
(前回)520件(47社)【建築事業：340件(21社)、土木事業180件(26社)】
※業界団体加盟企業へのアンケート調査により申告された件数、前回調査(令和5年1月)分も含む

<問い合わせ先>

不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室 安達、横野
電話 03-5253-8111(内線24726、24704)、直通 03-5253-8278